

II章 生物多様性保全とレッドデータブック

Conservation of Biodiversity and Red Data Book

1. 生物多様性保全とレッドデータブック

レッドデータブックは、絶滅のおそれのある野生動植物をリストアップして、その生息・生育状況等をまとめた報告書のことであり、生物多様性の保全を図っていく上で重要な役割を担っている。

その起源は、1966（昭和41）年に国際自然保護連合（IUCN）が発行した哺乳類と鳥類について世界的な規模で絶滅のおそれのある種をリストアップした報告書で、その表紙が赤信号を意図させた赤色であったことから、以後このような書籍は「レッドデータブック」、絶滅危惧種のリストは「レッドリスト」とよばれるようになった。このIUCN版のレッドデータブック（あるいはレッドリスト）は、以後改訂が続けられ、国際的な野生生物の保護を取り決めたワシントン条約をはじめ、野生生物関連の国際条約や協定、あるいは各国の保護施策の基礎資料として広く活用されている。

日本では、1989（平成元）年に（財）日本自然保護協会と（財）世界自然保護基金日本委員会（WWF ジャパン）により「我が国における保護上重要な植物種の現状」が刊行され、1991（平成3）年には環境庁（現環境省）により「日本の絶滅のおそれのある野生生物」として脊椎動物編と無脊椎動物編が刊行された。これらが我が国における最初の国レベルのレッドデータブックである。

野生動植物の生息・生育状況は常に変化しており、その評価は定期的に見直すことが必要である。1994（平成6）年、国際自然保護連合（IUCN）は定性・定量的な評価基準を用いたレッドリストカテゴリーを採用し、リストの見直しを行った。これを受けて環境省においても定性・定量的要件を組み合わせたカテゴリーを策定し、リストの見直しやレッドデータブックの改訂・発刊が進められた。環境省版のレッドリストは2020（令和2）年公開のレッドリスト2020が最新であり、これは1991（平成3）年公開の初版に、随時必要な見直しが行われたものである。

生物多様性に関する国際的な動きとして1992（平成4）年に生物多様性条約（生物の多様性に関する条約（Convention on Biological Diversity, CBD））が採択され、日本は1993（平成5）年に締約国になっている。条約は生物多様性の保全や持続可能な利用等を目的としており、締約国会議が継続的に開催され、2010（平成22）年開催の生物多様性条約第10回締結国会議（CBD・COP10）では愛知目標が採択された。この目標では2050年に「自然と共生する世界」を達成するために2020年までに達成する目標が定められた。残念ながら愛知目標は目標を達成した項目はない結果となったが、次期愛知目標が2021年からCBD・COP15で協議されている。目標年は2030年であり、後述のSDGsと整合性をとるよう組み立てが行われ

ており、目標として「30 by 30（サーティー・バイ・サーティー）」についても検討されている。これは2030年までに地球の陸と海の30%以上を自然環境エリアとして保全することを目標とするもので、日本では自然環境保護エリアが、陸で20.5%、海では13.3%が認定されているため、陸で約10%、海については約17%の追加認定が必要となり、陸地については各地で新たな活動が必要となると考えられる。また、2015（平成27）年には国際連合で主に開発途上国の現況の改善を対象としたMDGs（ミレニアム開発目標（Millennium Development Goals））の後継目標として、全世界での取組を目指すSDGs（持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals））が採択され、目標年の2030年に向けて、生物多様性の保全や持続可能な利用を推進するように示されている。

日本では、絶滅の危機に瀕している野生生物の種の保護のため、1992（平成4）年に「絶滅のおそれのある野生生物の種の保存に関する法律」が制定され、翌年から施行されている。1995（平成7）年には最初の生物多様性国家戦略が策定され、順次見直しが行われている。また、2008（平成20）年には生物多様性基本法が制定され、これにより各地域で生物多様性地域戦略の策定が推進された。

近年、自然保護や生物多様性の保全の考え方についても、種単独の保護から、生息・生育環境を含む自然生態系の保全へと変わり、さらに人間の持続的な利用も含めた生物多様性の保全へと、対象が変化している。

こうした中で、都道府県や市町村のレッドリストやレッドデータブックは、各地域で生物多様性を保全し、後世にその恵みを継承するための基礎資料の1つとして役立てられており、各地の状況や時代に対応するため新たな作成や改訂が続けられている。

2. 「レッドデータブックとっとり」の背景と目的

鳥取県のレッドデータブックは、鳥取県自然環境保全条例（第4条）に基づき、植生及び野生動物に関する調査その他自然環境の保全のために講ずべき施策の策定に必要な基礎調査を取りまとめた資料の1つとして、各方面の協力を得て、「レッドデータブックとっとり」のタイトルのもとに2002（平成14）年に初版が作成・発行された。2012（平成24）年には、初版発刊後10年間で蓄積された県内の野生動植物に関する知見と当時の最新の情報を反映させるため第2版を発刊した。

この第2版発刊後の10年間には、愛知目標の期限を迎え、次期愛知目標をCBD・COP15で検討が行われたり、SDGsが採択され、その目標の達成に向けた動きが活発になったことで、生物多様性の保全、持続的な利用に向けた

動きが加速している。

鳥取県での生物多様性についての話題としては、東部ではシカによる植生被害が特に深刻化しており、生態系そのものの劣化が危惧される。また、2019（平成31）年から鳥取市内でコウノトリが営巣するようになり、2021（令和3）年まで継続して雛の巣立ちが観測されている。中部では2014（平成26）年の三朝東郷湖県立自然公園から大山隠岐国立公園への編入があり、西部では2016（平成28）年ごろからキャラクターによる周知や2017（平成29）年に日本オオサンショウウオの会南部町大会が行われ、町や県による保護指針等策定によりオオサンショウウオの保護等の機運が高まっている。県全体としては2019（令和元）年度に「人と自然と共生するとっとり」の実現を目指して県内の有識者や生物多様性に関する活動を行っている団体と協力し、「鳥取県生物多様性地域戦略」を策定した。さらに、民産学官が連携して生物多様性の保全や持続可能な利用の取り組みを進めるため、戦略の実行機関として2020（令和2）年度に「とっとり生物多様性推進センター」を立ち上げ、開発事業における野生動植物の配慮の推進や、希少種保全に係る活動支援を行っている。

今回、第2版の発刊から10年が経過する中で、新たに得られた知見を反映させ、第3版となる本書の発刊を行った。編集作業においては、新型コロナウイルス感染症の影響で思うように分科会が開催できず、各専門家等による補足調査等も実施が困難な状況であった。また、現在まで県の生物多様性を担っていただいている各分類の有識者や愛好家の高齢化が顕著になり、後継者の育成が急がれる状態になっている。

今後も、本書が開発事業における野生動植物への配慮や鳥取県における30 by 30の対応等、様々な形で推進されている生物多様性の保全や持続可能な利用の一助となることを願う。